

航空便欠航・遅延見舞金制度規程

ジェットスター・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、航空便欠航・遅延見舞金制度（以下、「本制度」といいます。）につき、以下の航空便欠航・遅延見舞金規程（以下、「本規程」といいます。）を定めるものとします。

なお、本規程内の用語の定義は全て、当社国内旅客運送約款の第1条に定めるものと同様とします。

第1条（総則）

当社運航の国内運送航空機について欠航、遅延が発生した場合、本規程に従い見舞金を支払います。支払対象は、国内外問わず、StarterPlus 運賃もしくは StarterMax 運賃にて航空券を購入した旅客（以下、旅客）とします。

本規程は、2019年4月1日を適用開始日とします。

第2条（見舞金と見舞金支払条件）

当社は、下記の条件に該当した場合に、1回につき StarterPlus 運賃の場合 10,000 円、StarterMax 運賃の場合 20,000 円を航空機遅延・欠航見舞金として支払います。ただし、1区間の購入につき1回を支払限度とします。

- (1) 旅客が搭乗する予定であった当社の国内運送航空機が以下のいずれかに該当した場合
 - ① その航空機が欠航または運休となった場合。（欠航または運休が、当初の出発予定時刻より12時間以上前に確定した場合を除きます）
 - ② その航空機が当初の運航予定時刻から6時間以上運航遅延した場合。（数次にわたる遅延でも、1回と数えます。6時間以上の遅延の後、欠航となった場合、①が適用となります。また、遅延が当初の運航予定時刻より12時間以上前に確定した場合を除きます）
 - ③ その航空機が出発後、本来の目的地に到着せず、第三の空港に到着して、運航を終了した場合。（目的地変更が、当初の出発予定時刻より12時間以上前に確定した場合を除きます）
- (2) (1)に該当する場合で欠航・運休または遅延確定後、旅客が継続して、当社航空機または当社が手配または指定した交通機関を利用した場合。

* 航空券の払戻しを申請した場合は、見舞金の支払いの対象となりません。（払戻し相当額を、フライトバウチャーで受け取られた場合は対象とします。）

第3条（見舞金の請求）

- ① 見舞金支払の対象となる旅客は、第2条（1）の事由が発生したときは、事由発生日から30日以内に事由の発生および状況を、当社が本制度の運営を委託する株式会社プレステージ・コアソリューションへ通知しなければなりません。
- ② 旅客は、見舞金請求にあたり下記書類を前項の通知をした日から30日以内に以下の書類を提出しなければなりません。なお、当社がその他の関係書類が必要と判断した場合には、別途書類の提出を必要とします。

<請求に必要な書類>

- (1) 当社の定める見舞金請求書

第4条（見舞金のお支払が出来ない主な場合）

- ① 旅客本人および関係者の故意、もしくは重大な過失または法令違反
- ② 旅客本人および関係者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（ただし、阿蘇山・桜島の降灰はお支払の対象とする）
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはテロリズム
- ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の特性による事故
- ⑥ 第③号から第⑤号までの自由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第5条（見舞金支払）

旅客本人から提出された見舞金請求が本規程に定める支払要件を満たし、かつ、書類不備がなかった場合、以下のとおり、見舞金の支払を行います。

- ① 請求書類を受領した月の翌々月末日までに旅客本人の指定する銀行口座に見舞金を振込みます。
- ② 旅客本人の死亡その他の理由で指定した口座に見舞金が振込み不能となった場合は、別途、正当な相続の権利を有する者からの書面による申し出をもって別口座への振込みを行います。
- ③ 原則として、見舞金の請求は旅客本人からに限ります。ただし、旅客の同意があることを書面によって証明する場合に限り、予約の代表者からの請求を受け付けます。

以 上